

横浜家庭裁判所委員会（５月２６日）議事概要

1 日 時

平成18年5月26日（金）午後1時30分～

2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

石川恵美子， 稲田龍樹， 大久保博， 岡崎勲， 輿石英雄， 近藤文子， 坂本由喜子， 竹内直樹， 田邊哲夫， 平松雄造， 堀内かおる， 山上晃， 山崎行雄， 四方燿子

（説明者等）

益田哲， 山本要一， 佐藤友枝子， 市川智祥

（事務局）

服部正博， 宇留川千秋， 福永浩之， 樋口博一， 吉田勝行， 平田明

4 議 事

(1) 所長あいさつ

(2) 協議テーマ

「成年後見制度の普及と活用」

(3) 意見交換の要旨（◆：委員長，◇：委員，○：事務局，◎：その他）

○ 当庁総務課長でございます。本日はどうもありがとうございます。本日，現在13名出席されておりますので，家庭裁判所委員会として成立することをご報告いたします。

ただいまから，横浜家庭裁判所委員会を開催いたします。

初めに稲田龍樹横浜家庭裁判所長からあいさつがあります。

◇ 横浜家庭裁判所長の稲田でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日はご多忙中のところ，この委員会にご出席いただきまして，誠にありがとうございます。また，日ごろから，家庭裁判所の手続きや運営に対しまして，ご理解とご支援をいただいております。この場で改めて御礼を申し上げたいと思います。

私は，昨年12月20日付けで，当庁に着任いたしました。5か月がたったところでございます。この当庁の家裁委員会は多方面の委員の方々にお集まりいただき，これまで家庭裁判所のあり方につき，活発な意見交換が行われ，貴重なご意見をいただいていると伺っております。

さて，本日のテーマの関係でございますけれども，昨今，人口の高齢化ということがいわれている中でこのテーマを選択いたしました。成年後見制度を取り巻く社会的情勢を見ますと，幾つかの立法と行政施策としての後見制度の利用というものが積極的に進められております。

まず、社会の注目を集めました建築請負などに関する高齢者に対するトラブルを契機として、関係省庁において、成年後見制度の利用を促進するよう決められたことがございました。平成17年の夏ころのことでございます。

本年の4月1日に施行されました、いわゆる高齢者虐待防止法ですが、これにおいても、成年後見制度の利用を促進することについての必要性が明記されております。

また、介護保険改正法においても、設置されることになりました、いわゆる地域包括支援センターというところで、成年後見制度を活用していくことに資する業務が行われることになっております。

さらに、障害者自立支援法が制定されました。これは、障害者の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービスというものが、本年の4月1日以降、段階的に一元化されることになり、福祉サービス利用契約を結ぶために、成年後見制度を利用していくことになりましたので、この点でも増えていく可能性があります。

神奈川県においても、行政や各地の社会福祉協議会などにおいて、支援を要する住民につき、後見制度を積極的に利用していく仕組みというものを具体化し、また拡大しようとしております。

こうした中で、家庭裁判所でも、高齢社会が本格化するのに備え、後見制度を地域の生活実態や実情に沿った、利用者にとり本当の意味で、利用しやすいものにするためには、どのような運用上の工夫、改善をしたらよいかを具体的に考え、その上で実践していくことが大切だと認識しております。

高齢者、障害者の支援につきましては、親族や地域の人たちとの協力が必要であります。また、それに関係する地域の多くの人たちの協力も得なければなりません。

このような家庭裁判所の認識をご理解いただきまして、委員の皆様から率直な、また貴重なご意見をお聴かせいただければと思います。短い時間ではありますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○ 次に前回の11月の委員会開催後に新たに委員になられました方の自己紹介を兼ねまして、ごあいさつをお願いしたいと思います。近藤文子横浜家庭裁判所少年部部総括裁判官です。

◇ ただいま紹介いただきました、近藤でございます。よろしくお願いします。

私はこの4月1日付けで東京家庭裁判所の少年部から参りました。東京家庭裁判所で少年事件を7年間担当しておりまして、横浜家裁においても、また新しいいろいろなことを職員と一緒に考えながら、少年のために、また、被害者にとっても、被害者の納得のできるというかたちのよりよい審判を目指して頑張りたいと思います。

皆様方の貴重なご意見を伺いながら、よりよい少年事件、少年審判の手続きを進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○ 本委員会の委員長につきましては、稲田龍樹委員にお願いすることでよろしいでしょうか。

◇ はい（委員全員）。

○ ありがとうございます。それでは、この後の進行は稲田委員長にお願いいたします。

◆ それでは、私のほうから以降、進行させていただきます。本日は、成年後見制度の普及と活用について、裁判所側からの説明をさせていただいた後、ご意見を承りたいと思います。

◇ 失礼します。本日は新成年後見制度についてご説明申し上げます。

平成12年4月から新成年後見制度が発足いたしまして、今年で7年目を迎えております。事件数の伸びは、既にお手元の後見関係細別「新受・既済・未済」件数の年度別推移表、グラフを見ていただきますとわかりますように、平成12年発足当時は後見開始の申立て事件は477件でしたが、平成17年末では1640件、ほぼ4倍に近い数字になり、事件として処理しました既済の部では、平成12年は364件でしたが、平成17年には、1479件。それから、既済した後見関係総数は平成12年が954件ですが、平成17年は4400件と4倍以上になっております。このようにこの6年間の事件の変化というのは、ほとんど他の事件にはない伸び方をしております。

従来、成年後見については、禁治産及び準禁治産制度として、財産の管理能力のない人、また能力の乏しい人の権利を制限して、無能力者として、その財産を守るという制度で運用してまいりましたが、禁治産、準禁治産の宣告をいたしますと、戸籍に記載しなければならず、いろいろと利用する上で支障がある制度であるとの指摘がありました。高齢社会への対応、障害者の福祉の充実、それから利用しやすい制度への転換など、社会的関心が高まりまして、新成年後見制度に至りました。これは、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションといった新しい理念を取り入れて従来からの判断能力のない人、財産の管理能力のない人を保護しようという理念との調和をはかって法改正をしたものです。

「後見（保佐・補助）開始の申立ての手引」を見ていただけますでしょうか。

これによりまずとまず、成年後見制度とはどのような制度かということの説明でございます。大きく、法定後見制度と任意後見制度に分けられております。そして、この中に、後見、保佐、補助という3類型に分けています。この新しい制度では、後見が開始されたことを戸籍に記載することはなくなりました。そのかわり、後見登記と申しまして、法務局に別な登記簿を備え、そこに登載します。

それから、禁治産、準禁治産の時代には、鑑定をして、特に禁治産宣告をするには医師の鑑定が必要でありました。そのため鑑定人を探すことや、鑑定費用を予納していただくことも大変なことで、こういうことも利用しにくい点といわれておりましたが、これらについても改正されました。この点については、後に説明いたします。

今回、新しい後見制度と同時に任意後見制度が発足しました。これは本人が元気なうちに、契約の締結について必要な判断能力を有している間に、自分の能力が不十分となったときに後見をしてもらうために、どのような行為をしてもらうかという後見事務の内容と、後見人を自分からあらかじめ定めておくということができる制度であります。この制度は、公証人

のところへ行って、任意後見契約を締結し、後に能力がなくなった時点で家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをし、結果として選任されれば、そのときから効力が生じるという制度です。世間ではよく、老後の安心のために遺言を書くということが言われますが、この任意後見制度も、そういう安心に役立つ一つの制度であります。ひとり暮らしの方々にとっては、自分の能力が不十分になったときに、自分の財産の管理を誰に任せるかを考える上で、役に立つ制度ではないでしょうか。

それでは、引き続き「手引」をご覧ください。後見と保佐と補助と3類型に分かれておりまして、それぞれの類型が、どのように違うかというのを一覧にさせていただきます。いろいろありますが、後で読んでいただくとして、後見についてだけ説明します。判断能力のない人については、原則として、精神鑑定をしていただきます。そして、その上ですべての法律行為について後見人が代理権を持つこととなります。被後見人が自分で契約をするというようなことをした場合には、後見人に取消権があり、契約が終わった後でも契約を取り消すことができます。話題になりましたリフォームの契約などの例でも契約をひとまず取り消すということで、被後見人を保護していくということでもあります。

それから、この後見開始の申立てをするには、どのような手順を踏むことになるかというのが、この一覧でございます。申立てができる人は、四親等以内の親族、それから、市町村長です。こういう流れで、申立てをしていただきまして、審判をすることになっております。

実際に、どのような場面で成年後見が利用されているかと申しますと、家裁が取り扱っている遺産分割事件の当事者である妻が財産の処分ができなくなっているため、後見人をつけないと遺産分割ができない事件であるとか、相続の前哨戦のようなかたちで親の財産の管理をめぐる、兄弟間で争いがあって、誰を後見人にして、財産を管理していくかで、もめている例などがあります。そのほかには、保険金を受け取ったり、郵便局で定額預金を払い出したりするときにも、後見人の選任を求められたり、普通の生活の中でもいろいろと後見人や保佐人の選任を求められる場面が多いと思います。

この成年後見制度は社会の中に浸透させて、国民の権利を守っていくために、なお一層浸透させていかなければいけない制度でありますので、これから家庭裁判所としてその工夫としてどのようなことをしているかについて、ご説明申し上げたいと思います。

◆ それでは、お願いいたします。

◎ 現行の後見制度というのは、従前の制度が国民にとって利用しにくかったという実情を踏まえて、より生活に密着した制度として、法整備が行われました。こういった制度改正の趣旨を受け、裁判所としても、制度を現実利用しやすいものとするために、裁判所なりにさまざまな改善施策を工夫してきております。本日はその中で鑑定に関する取り組み、申立ての書式についての取り組み、それから、申立てを受けた後、速やかに申立ての実情を把握するための取り組み、この三つについて説明したいと思います。

まず鑑定に関してですが、従前の制度が国民にとって利用しにくかったということの一つ

の要素として、鑑定費用が高額であったということがあり、制度を浸透させるためには、鑑定費用の低廉化について医師の先生方の理解を得ることが早急の課題ということになっておりました。そのために、最高裁でも、医師の協力を得まして、新しい成年後見制度に関する鑑定書作成の手引というものを作りました。当庁におきましても、医師の団体を訪問し、手引をお渡しして、鑑定費用を比較的安いものにしていただきたいということをお願いに伺いました。

実際に昔の制度では、鑑定は相当大部で、20～30万円と非常に高額でした。新制度になりましてからは、ほぼ10万円でやっていただいております。さらにこの点について医師の方のご理解を得まして、本年の4月からは主治医の方の場合にはおおむね5万円ぐらいでいただいている例が多くなっております。かつてに比べれば費用の面でも国民にとってより使いやすい制度にするための努力を行っており、医師の方からもご理解を頂戴しております。

次に、申立てのしやすさですが、これは皆さんのお手元に配布しております、封筒セットと呼んでおりますが、この封筒セットに一応結集しております。申立ては白紙に書いてほしいと言われても、実情を書くことは難しいのです。それを定型化していくことによって、一般の方であっても十分記載することができるかたちに工夫しています。また、この封筒セットは、何回か改良を重ねてきたのですが、現在お手元にいつているものが最新のものです。

かつての封筒セットの手引というものは、カラー部分はありませし、細かい字でぎっしりと書いてあるというものでした。ですので、私も家事相談等でお越しいただいた方に封筒セットをお渡しするんですが、やはり、「え、ちょっとこれを読んで理解できるか」というような不安を示される方も多かったように思います。今度、この新しいセットに改定いたしました、これをお見せいたしますと、かなり表情が和らぐといいますか、何かイラストも入ってカラー版で、見やすいものになりましたので、こちらのほうも当事者の方にお示しするときにも、お渡ししやすい気持ちになりました。

さらに先ほど、鑑定医の確保という問題も説明にありましたが、診断書を書いていただく医師に鑑定についてのお願いの文書も入れております。一般の当事者の方が診断書をお願いして、鑑定もお願いするというときに、やはりそういったお願いをしやすい工夫が必要だろうということになり作成しました。

この封筒セットは、初めは本庁が先行して使用しました。支部のほうは、それぞれいろいろ工夫はしていたんですが、それぞれのものを使っておりました。それが、今年の3月から本庁、支部で統一して使うようになっております。

事件数の増加に伴い、審判までに時間がかかるという問題が生じてました。事件数の増加に対応するために、本庁では事件の受理の直後に調査官または書記官が申立人から事情を直接お伺いするという体制を整えて、審理が長期化しない取り組みをしておりました。しかし、増加が大変な勢いでして、順番待ちで相当お待ちいただくというふうなことも出て

くるような事態になりました。

また、後見制度というのは、地域社会の官民が連携して維持・発展させていく制度であると考え、裁判所における具体的な連携の実現として、地域社会のニーズを踏まえた民の良識を有する参与員の方にご協力願えないかと考えました。この新封筒セットの導入と前後した時期に、参与員の方の理解を得ることができ、受理直後の事情をお伺いするということについて、参与員の方のご協力も得て体制を組むことができました。

また、待ち時間を長くさせないというために、予約制というものも導入いたしました。あらかじめ申し立てる方は予約を取っていただくと、待っていただく時間もなくなり、円滑に進むということで、予約制を導入いたしました。この予約制ということはまだ現在導入しているのは本庁だけですが、支部のほうでもなるべく早くそれを導入したいということで取り組んでおります。

以上でございます。

◆ では、引き続き、裁判所のほうから説明をさせていただきます。

◎ これから主に実務上の観点から、簡単にご説明させていただきます。

一つは、申立てにつき予約制を採用しています。それによって、利用者の便宜を高めています。

お手元の封筒セットの中に、1枚紙が入っていますが、これが、予約制についての説明文書です。こういう別紙1枚で、利用者の方にお知らせしております。順番待ちがなく、利用者にとって予定が立てやすい予約制を採用しました。

この予約制は申立人の方の便宜を図るだけというわけではありません。実際に後見人が必要な事情が一番知っている方に申立人になっていただきやすくすることから、裁判所にとってもそういう方から早い段階、つまり申立てのときから、審理に必要な多くの情報を取得したり、あるいは、手続きに協力していただけるということで、より迅速な審理が可能になことから、今後とも、被後見人の調査を先に進めることになるのではないかと考えている次第です。

この予約制ですが、まだ一般の方に十分に周知されていないので、裁判所もこの周知方法につきましても、いろいろ工夫しています。例えばホームページに載せるとかしていますが、機会がありましたら、予約制の周知につきましてもご協力いただければ幸いです。

後見開始事件では、後見人の審理につきましても、利用される方の事情をも取り込みました適切な事件処理を目指しまして、後見人の方からも報告を受けた際に、参与員がご意見を伺ってまいりました。これを踏まえ、今度は後見を始める際にも、意見を伺うということを始めさせていただきます。

さらに、今後問題となると思われる点を一点簡単に説明させていただきます。

まず、施設に入所されています方、例えば知的障害者の方などが後見制度の利用を求めて、後見開始の申立てを行ってこることが予想されます。

今まで、後見制度の申立てはやはり遺産相続、あるいは、不動産の売却といった財産処分の必要があって申し立てられる方が大半でした。ところが、平成18年10月以降になりますと、法律の問題もありまして、施設入所者の方が、原則として施設との間で利用契約を結んで施設を利用することになります。その際に自分で契約することができず、しかも何らかの施設とのかかわりがあるような方、例えば、中度ですとか、重度、それから最重度の知的障害者の方が一斉に契約のために後見人が必要となるということで、後見制度の利用が必要になります。

こうした状況を踏まえまして、当庁では利用者の負担軽減の観点も取り入れまして、こういった事案について最も適正かつ最もコンパクトな手続きは何か検討させていただいております。

◆ 駆け足でしたが、今の家庭裁判所で行っている取り組みについてご説明いたしました。

ただいまの話について、何かご質問があれば、お伺いしたいと思います。

◇ 私が勉強したころは、まだ禁治産とか準禁治産ということで、私自身も最近、成年後見という制度ができたということは耳にしていましたけれども、余り勉強したことはないんですね。今、伺いますと、平成12年に発足して、17年には事件が4倍になったと聞いていますけれども、どういうところから、こういうものがあると知って家庭裁判所を訪れるのでしょうか。

◇ 申立ての経緯はそれぞれいろいろありますが、一つには、金融機関等が、かなり厳密に考えておりまして、銀行等にそれまでおばあちゃんの代理でと行っていたのが、やはりいろいろ聞かれて、「やはり後見制度を利用してください」と言われたとか、あるいは、あともう一つは相続関係のときに、その方について「後見人を立てないと遺産分割協議は無理ですよ」と助言されたとか。それからまた施設利用に際しまして、施設から後見制度の利用を進められたなどさまざまです。

◇ そうですか。

◆ はい、どうぞ。

◇ 今、社会福祉協議会などが、高齢者とか障害者の相談窓口を設けています。それで、神奈川県社会福祉協議会で神奈川県権利擁護相談センターを横浜駅西口に設置しているんですが、そこと、先ほどお話があった、横浜市の社会福祉協議会がやっている横浜生活あんしんセンターと、そこも相談機関ですが弁護士会から両方の機関に週2回ずつ、週4回、相談担当者を決めて行っています。そういうところで高齢者、障害者の相談というのは増えていますが、中でも成年後見の相談がかなり多く、申立手続きの説明をしたりしています。あと、いろいろなところで成年後見の問題、高齢者の財産管理について講演会が結構持たれるて、それらに参加した方が申立てるとか、結構いろいろな窓口ができていると思うのです。

◆ はい、どうぞ。

◇ 高齢化社会ですから、当然、後見制度は、非常にいい制度なので、順調に拡大をしている

というご紹介があったんですが、本来利用されるべき人に対して、実際に利用されている方というのは、どのぐらいの割合を占めているかという、データというのはいないのですか。要は何倍にも増えたからそれでよいという話ではなくて、本来利用されるべき人が実はもっとたくさんいて、まだ十分普及していない現実があって、多分そういう問題意識もあって、今日、このテーマが議論されているんだらうと思うのです。

話によると、例えばドイツでは既に認知症の人は100%近くこういう制度に沿って動いている。日本ではとてもまだそういうレベルになっていない。それが横浜の場合には何%ぐらいなのか、そういうデータはあるんですか。

- ◆ 日本全体では、高齢者で認知症という患者が約160～170万人といわれています。そうすると、そのうちの高齢者の中で本当に後見相当というのは、やはり八二、八三歳を超えてくると、相当危ないと一般にいられています。それにしても、10万単位にまでいってしまうのと、今、日本全国で処理している件数は、約2万件くらいです。

今ご指摘のとおり、2倍や3倍という話ではないです。それ以上という話になります。

- ◇ 後見制度というのは、多分時間とともにどんどん拡大をして、浸透もして、普及されていくだろうとは思っています。特に裁判所の段階からは、今お話があったように工夫されて、私の思っていた以上にパンフレットもよくできているし、手続きについてもいろいろな工夫がされてきている。問題は、必要な人に裁判所までどのように来てもらうかですよね。そこが非常に悩ましい。

ですから、裁判所だけではなくて、それ以外の福祉関係やさまざまな団体が環境整備のため努力しないと円滑に拡大しないのではないかと思います。私自身、もし当事者になったとして、心理的にもやはり簡単にこの制度を利用することにはならないですね。

それは、信頼性の問題が一つあると思うのです。ついこの間も預金を着服したという話が報道されていましたが要するに信頼度をどのように高めていくのか、後見人に頼めば、絶対に自分の財産は守ってくれる、正確に管理してくれるということの信頼性が確認できるまで、みんなが不安に思って、簡単にはこの制度に乗ろうとしないという心理がかなり働くだらうと思います。

そういう意味で私は、後見人というのは、相当信頼の高い人たちか、例えば法人組織のようなもので、仮にもしこの後見人に問題が生じてもそれは法人の中でカバーされていくという、そういう組織体になっていくと、利用しやすくなるという感じがします。

- ◆ ありがとうございます。まず、最初に数字の問題で、何か説明がありますか。
- ◎ はい、簡単にご説明いたします。十分調べたわけではありませんが、利用者の関係ですが、いわゆる要介護3という介護認定、介護セットがありまして、その介護で比較的重体の方は要介護3です。これは主に体の問題ですが、やはり心身とも衰える方もいて、後見制度の利用を考えられるのですが平成15年、横浜市だけで3万5000人を超えております。これだけでも、もうこの年の申立てのおおよそ30倍ぐらいになっているということです。

それから、いわゆる知的障害者の方は、中度以上の方でも既に1万人を超えているということです。それから、比較的体がしっかりしております要支援、要介護の方も約4万人くらいはいるということです。これも平成15年の横浜の統計です。しかも大体年間、1000人ぐらいずつ介護認定者は増えている傾向が見られますので、この後もますます潜在的な利用者が増えるのは間違いないかと思えます。

◆ 信頼感が何よりも大切だと思います。

◇ あの種の事件というのは多いのですか。それとも、極めてまれなのですか、よくわからないのですが。後見人の質、信頼性が、例えば弁護士の方と比べると、少し違うんじゃないかなと思います。財産をゆだねるわけですから、相当慎重にあたるのが当然ですし、ギリギリまで自分で管理したいと思うのは、人間として当然だと思います。ですから、そういう人を安心して早目、早目に誘導する、そのためにどうやったら後見制度ものが信頼されていく土壌ができるだろうかというのが、私はポイントではないかと思えます。

それから、この制度は社会福祉というか、介護と車の両輪みたいな関係だと思うので、介護に絡んでいる社会福祉士、ケアマネジャー、社会福祉協議会、あるいは、そういう施設の人たちにこの制度について、啓蒙というのも大事ではないでしょうか。

◆ 関係の統計をご紹介いただきたいんですけども。

○ では、お手元にある参考資料で、手書きの資料をご覧ください。成年後見開始事件の概況というのを16年4月から17年の3月までの実態ということで、お出ししています。

○ 一番最後の表の成年後見人と本人との関係という項目を見ていただければと思います。

後見人にどういう方がなっておられるかという割合が出ています。それを見ますと、親の方11.3%、子どもさんが29.5%、それから兄弟姉妹の方が16.8%、配偶者の方が9.4%ということですので、親族の方が約83%、80%です、そういう割合を占めています。

それから、第三者後見人という方の割合ですけども、全体の約20%で、弁護士の方が7.2%、司法書士の方が8.1%、社会福祉士の方が2.8%というような数字です。割合はこういうかたちになっています。

◆ これを見て、親族が意外と多いと思うか、やはり少ないと思うか、いかがですか。

◇ やはり、意外に多いですね。僕はそう思いました。欧米の例はよく知りませんが、例えば、ドイツとか、比較的歴史があって進んでいるところは、どんな割合になっているんですかね。

◎ それはちょっと分かりません。

◇ 多分、もっと第三者が多いんじゃないかなと思います。それだけまだ、制度が成熟してないのですかね。結局は身内だから、安心できるという、基本はその信頼感なんですね。

◆ これを見ますと、少し特徴的なことは、改正される前は配偶者は、当然に後見人になる条文がありました。ところが、夫婦一緒に年を取りますから、配偶者では意味がないというこ

とで、実際問題として、配偶者は全体の中で非常に少ないのです。子どもと兄弟、姉妹が一番、実際上は多いです。

この方たちの動機は、どちらかという、相続で財産を取得する人たちが、それを確保するためにこの制度を利用している。だれかが余り使い過ぎてしまうと減ってしまいます。遺産分割の前哨戦のような申立てです。

しかし、だんだん第三者後見人が増えています。その中心には弁護士の人がやはり一番この難渋する事件をしっかりと担っていただいています。新しく頑張っていただいているのが、司法書士と社会福祉士の方々です。最近はまだ少しですが、税理士の方も入ってきています。

弁護士の方からの感想では、普通の仕事をなさっていて、2～3件が限度だと。それ以上はできないというお話を伺います。実際やっておられる方の何か話をお伺いしたことはありますか。

- ◇ 僕は今、後見人、保佐人、補助人とそれぞれ1件ずつやっているんですね。そのほかに任意後見監督人を2件やっているんですけども、これでもう手いっぱいなんです。結局、身内がないために、後見人になる人がいなかったり、あるいは、身内が争っているというような場合に弁護士がつくことが多いんですけども、結局、身内の代わりみたいなことをやることになるからなのです。

そうではないと、例えば、具合が悪くなって入院するとなると、入院の手続きに病院まで行きます。後見人の職務として保証金を納めたりとか、医療行為の同意はないですけども、でも後見人などしていると、医師から医療行為の説明や同意のために呼ばれます。退院のときは、その手続きをして保証金を返してもらって、どうやって引き取るのか、やらなければならないのです。それから施設に入っている人の場合にもお小遣いを渡したり、お見舞いとか、着替えだとかをどうするのかなどです。

あるいは、独居の方で施設に入ってしまうと、この前もそういうことがあったんですが、夏になると家の周りの草刈りをしてほしいと言われたんですけども、その手配とか、結構そういう雑事みたいなことがいっぱいあります。

そういうところを補助してくれるようなシステムがあると、もう少しできると思います。身内の人で協力してくれる人がいればいいんですけども。ですから、やはり2～3件やるともう本来の仕事もあるので、もう手一杯の状態になってしまうのです。

親族がなれない場合の第三者後見人を、これからどうやって開発していくのが非常に重要になると思います。

- ◇ 今、普通の後見の話があったと思うんですが、お金がほとんどなくて、体もご不自由で、判断能力もだんだん低下してきたという人たちの福祉が今一番困っているわけです。そういう人たちのために、横浜市の場合はあんしんセンター。そこでは、結構いろいろケースワーカーの方とか入ってまして、この成年後見制度については、皆さんある程度は知識は持っているんですけども、実際問題として、そういう本当にお金も何もない人の成年後見の受

け皿がないんですね。

それで、だからこそ今、あんしんセンターを作って、法人として受けているところなんです。これはちょっと裁判所にはお願いなんですけど、結局そうすると、この後見人の報酬をどうやって算定するかという財産なんです。そうすると、何も無い人というのは、本当に一番困ってしまうんです。それで、ある意味では生活保護を受けていると、生活保護だと1万5000円という何か規定があるのでいいんですが、法人で受けたときに、過去のことを調べてみると、平均すると、月に9000円です。そうすると、そこにかかわっている人をよく考えていただきたいです。全部そこに行って、預金や何かも下ろしてあげて、渡してあげてとか、そういうことを全部やって9000円だと赤字なんです。

◆ 今の問題は、制度的な限界でして、後見人の報酬の原資は本人の財産からというのが建前なものですから、財産のない人について、どうするかということはちょうど民法の問題と、それから社会福祉の問題の間みたいなところなんです。あんしんセンターは両方にまたがって奮闘しているんですね。しかしながら、その人が生きていく限り、後見人として、センターは法人後見として頑張っているわけですけども、今、ご指摘なようなところは、私たちが報酬を付与するといっても、原資がないからそのやりようがないというのがこの問題です。その意味では、成年後見制度は福祉制度とは違うのです。

○ 統計資料を見ていただければと思います。申立には、市町村申立てがあります。これは、親族の方がおられないなどという方の場合に、市町村長の申立ての費用については、厚生労働省の成年後見制度利用支援事業というのがあります。申立てにかかわる費用を若干の後見人報酬費用をそちらから出せるという制度があります。

それについては表があり、横浜家裁管内では、509分の76という状況にあります。全国的な状況の中からすれば、総数自体が509件しかないですけども、その中の76件、15%近くを抱えております、神奈川県の中でも横浜市と川崎市に集中しておりますけれども、その活用の状況は進んでいる地域にあると思います。

◆ 川崎と横浜が日本の中でも先進的な位置にあり、あんしんセンターも同様です。

話題を変えまして、先ほどの信頼感という意味では、今、地方自治体のほうでは、後見人を市民から公募して要請しようという動きがありますし、神奈川でも一部あるようですが。

◇ 神奈川でもあります。

◆ はい。

◇ 大変、素朴な質問なんですけど、今、公募の話はあると思うんですけど、資格はどういうことで決めるのでしょうか。それともう一つは、この後見人を保護する制度はあるのでしょうか。

これも信頼感の問題だと思うのです。銀行の場合はさらに預金を保障する保険があります。後見制度の場合はどうでしょうか。さまざまな心配があります。その辺のことを教えていただきたいのですが。

◆ まず、資格の問題についてどうでしょうか。

◎ 特に後見人の資格というのは、いわゆる欠格、例えば破産とか、後見人自身が被後見状態ですとか、そうした事情がない限り、原則として、特段の制限はありません。今は、適格性のある方がその資格を持つということです。

もっとも、本人と利害対立がある場合、例えば、訴訟を起こしている方は適格性がないということにみなされます。

◆ どういう人が好ましいことになりますか。

◎ 後見人としては、財産管理がきちんと適正にできる方です。財産の運用の仕方が恣意的にならないような方を選んでいくつもりです。

それから、利害関係についてもよく考えております。例えば、不動産の利用、運用を考えている場合には、本人との利害関係がどうかを重要視します。それから、もう一つの利害関係は親族間の利害関係です。一番本人に身近で、利害関係を持つ推定相続人の中の利害関係がどうなっているかなども重視して、総合的に考えます。

もう一つのケースは、身上監護の要素であって、本人の介護を今後とも任せて、亡くなるまで面倒を見てくれる人かどうかも踏まえ、最終的に決めています。

◆ あんしんセンターなどで候補者を選ぶときに、何かお考えになっているところがありますか。

◇ いえ、あんしんセンターはあんしんセンター自身が法人として受けますので、自分の方では、選任については全然権限がなく、裁判所であくまで選んでいただいています。

仕事はそのあんしんセンターの職員が実際やっております。あんしんセンターの場合、逆に言うと、やはり組織ですから、すごく目があるので、不正なことは起こりにくく、本当に厳しく一つ一つ管理しています。

私自身では、個人で弁護士として、3億から3億5000万円ぐらいの財産を持っていらっしゃる方の後見をやっています。なんでそんな5000万円も差があるような幅のある財産額を言うのかというと、その人は外貨を持っているので、為替変動によって、また、裁判所へ報告する時期によって財産額が大きく違います。この事件は、裁判所ももう1人、ご親族の方と一緒に後見をやっているのですけれども、その方には、身上監護をやっていただきたいので、入院関係などの出費のために預金通帳をお預けしています。この仕事は物すごく負担です。普通の方は「どこに行って、何でいくら出したかって、そんなの覚えていられるか」と言います。そうだろうなと思います。

私は、ある意味では、親族の人と一緒にやるのがいいと思います。というのは、いろいろな情報も入ってきます。そういう人は逆に言うと、お掃除をやってくれたり、そういうところはちゃんとしてくれるのです。被後見人でお金をあればあるだけ使っちゃう人は、月に3回分けて渡します。それが大変なのです。時々行って慰めたり、差し入れたり。自腹を切ったりするんです。ともかく後見人になると大変で、普通の弁護士とはまた全然違う仕事で、「ああ、生きるということはどういうことか」と、ある意味では人間らしくなる部

分があります。

◆ 裁判所から何か意見はありますか。

◇ 後見人を誰にするかというのが一番問題です。大体後見人はこの人にしようというときに、対立候補者がいたりしますと、例えば、子ども全員の意見を聴いて、皆さんがこの人なら納得するという人を選任しています。兄弟の場合は、二人体制で、一人は後見人になって、もう一人は監督人になるという例もあります。

後見人の方々に大変ご迷惑をおかけするので、実際には日常的な生活も自分だけではままならないような人の場合には、介護にこれだけのお金がかかるというような例ですと。財産をだれかに残すということよりも、まずその人の生活が良好にいくように、お金を使っただいていいですと。そのかわりある程度枠を決めましょうとか。この人の場合は月にこの範囲でやってくださいとか。それを大きく超えるようなときは、裁判所に連絡をして、報告してくださいというようなかたちで監督しております。それから、現在では、複数後見人も選任することができますので、ある程度、事務を分担してとか、いろいろ工夫がありますので、是非それは担当の書記官に相談していただいて、できるだけ後見人にご負担をかけないかたちで後見監督もしてまいりたいと考えています。

◆ 丁寧に報告書を求めたり、管理をすればするほど事務量は増え、報酬額も多くなりがちです。それが信頼を高めるといえばそのとおりです。

しかし、そんなに年間に経費としてお金がかかるのならば、この制度は使いたくないという人が多いのです。さらに今は、後見人の方は、果たして後見人の仕事かどうかかわからないところまで、身内の身代わりみたいな感じで要求されています。それに我慢してサービスなさっていただいている点については、裁判所は感謝しています。それにしても、本来の後見人の仕事をすればよいとする方向で、信頼できる人たちをどうやって養成するか、基本的な信頼感のある人たちをどうやって社会で養成していくか。そういうことについて、何かご意見はございますか。

◇ 私の場合は、家内が民生委員をやっていることで、割に身の回りの世話をしていることが多いように思うのです。

そういう中で、では後見人というようになると、非常に時間的なものも増え、財産も多少でもあると、また身内の方からいろいろと言われることもあって、皆さん、受けにくいかなと思うのです。ただ、中には受けていただける方は、幾らかはいるのかなと感じます。

◆ ありがとうございます。確かに、今でも本当にサービスで献身的に後見人をやっていただいている方がいらっしゃると思いますが、これでは持たないです。

話が変わりますが、保険ということで、後見人が個人で保険をかける人はいるのですか。

◇ 弁護士の場合は必ず、後見人候補者名簿に載せる人については、弁護士賠償責任保険に加入を義務付けています。それは、個人で入って、自分が保険料を払っているんです。医師賠償責任保険と同じように何か過失が発生した場合に保険から出るということから、一応加入

するようにしています。

◆ そうですか。

◇ さっきちょっとお話ししたとおり、ヨーロッパでは非常にこの制度が定着し、特にドイツが非常に進んでいます。多分、ドイツのように100万人の規模で既に利用されているというのは、社会の仕組みの中にこの制度が組み込まれていて、費用は広く、薄く、多くの人たちがみんな出し合って、支えていっているという何かができているのではないかと。欧米が単に年数が古いというだけの問題ではなくて、何か仕組みに違いがあるのではないかと思う。

だから、それは、工夫というレベルの話よりももっと根っこの構造のインフラをきちんとしないと、この制度は、限界が来るのではと思います。この制度をさらに一段と普及させるには、もっと違った構造的な仕組みや対策があるのではないかなと思うのです。

◇ お話を伺ってまして、本当に4人に1人が高齢者という時代がそう遠くない段階で訪れることを考えますと、こういう制度がいかに一般の市民にとって利用しやすくしていくかは、本当に切実な課題になると思います。

先ほどからお話がありましたように、福祉制度とのかかわりの中で、どのように位置づけていくかという、法制度と共に、やはり縦割りではなく、制度としてどう位置づけていくかという、根本的なところの検討が必要だろうと考えながら、伺ってました。

あと、自治体とかNPO法人とか、法人格がどのようなかたちで、特にすべてボランティアなかたちというのではなく、運営できるような制度づくりというのが基本だと思います。それから、単身世帯が増え、特に高齢者の単身世帯が増えている現状で、任意後見制度が、ひとり暮らしの単身者にとって、これから現実的な検討すべきものになると思います。

◇ 皆さんの意見を聴いて、非常に勉強になりました。制度の趣旨はいいんですけども、運営はすごく大変なことだと思うのです。

また、格差社会といいますけれども、確かにお金を持っている方の成年後見は報酬があるので、それなりにいくのでしょう。問題なのは、お金を持っていない人をどのように、支えていくのかとが一つと、それから、お金だけではなくて、被後見人を支える制度です。例えば、生活、身の回りを面倒などのサポートを制度的にやっけていかないと、高齢化社会の中で、この制度はどこかで、破綻とまではいかないですけども、かなり問題点が出るのかなという感想は持ちました。

◆ ありがとうございます。

◇ 先ほどの意見に同感ですが、やはりお金を持っていない人、財産のない人をどうするかを、制度的に何とかできればと思います。

財産がある人の後見事件をあんしんセンターですとかに割り当てることが制度を維持する上でバランスを取ることだと思います。

◆ ありがとうございます。大変、広い意味で、非常に参考になる部分が多くございまして、ありがとうございました。

<休憩>

——DVD上映——

○ 最近、新聞でも取り上げている離婚社会の中で、養育費の支払い、子どもの面接交渉をめぐって父母間の紛争が増加しています。

ビデオでも表現しておりましたが、少子社会、それから価値観の多様化、結婚生活における性別役割分業の考え方の変化によって、女性も仕事を持つようになり、男性も育児や家事に参加するというような家庭生活の変化があります。家庭裁判所にあられる人の中でも、従前は小さなお子さんの場合は、お母さんが監護する、お母さんの監護が優先するというような傾向がありました。けれども、ビデオのように、当事者双方が、監護権、親権を主張し合う状況があらわれてきています。

子どもをめぐる紛争事件については、経済的な問題ではなくて、どちらが子どもと一緒に生活するか、ある意味で、勝利者のトロフィーみたいな意味合いにもなりますし、解決が難しい状態があり、現実的な調停の場面でも大きな争いになっています。

本日ご覧いただきましたDVDは、家庭裁判所における調整的機能を充実させるための一つのツールとして、最高裁判所家庭局が制作いたしました。当事者の方たちに対して、離婚が子どもに与える影響、そういった両親の紛争の間に置かれた子どもの気持ち、子どもを監護する上で親として配慮しなければならないことについて、理解を求めていくという意味合いでつくられたものです。

◆ ありがとうございます。家庭裁判所も、こういった動く映像でまとめたことは初めてではないかと思います。部内でもこれを見まして、ある意味でのインパクトの強さに、どういうふうに当事者にこれを見せ、説明していくかについては、戸惑う面が全くないわけではないです。

何かご感想でもあればと思いますがいかがでしょうか。

◇ そうですね。とても上手につくってあると思って感心して見せていただきました。どんな年齢でも子どもに与える影響というのは大きいと思いますが、しかし、これを活用するときに、子どもの年齢によってかなり違うと思います。それを配慮しなくてはいけないことではないでしょうか。

離婚の問題は、最後に近いところで家庭裁判所にはみえるのだと思うのです。ですから、その中で離婚の本当の意味合いがどこまで話されるのか、そして、子どもへの影響が話されるのか一つのケースでそれは違うと思います。けれども、多くの子どもがこういった問題に巻き込まれて、精神的、肉体的にその後の自らの成長を阻害されるのは事実です。

ですから、何かいい活用方法があればいいと思います。こういうことは最初から警戒してという問題ではないと思います。経験を積み重ね見直しながらということも必要かと思いません。

家裁においでになるご夫婦というのは、考える力がおありだろうと思うのです。そののと

ころも踏まえてよろしいのではないかと思います。もっと、お母さん、お父さんが出て行ったまま全然わからないというような場合とは、違うと思うのです。ですから、このビデオは、前段として、調停委員の方たちと共に話し合い、そして考え、調停委員の方たちとある程度いい関係ができていっている中で、見ていただきたいです。

◆ ありがとうございます。

◇ すみません。お尋ねしたいのですが、このビデオは現在はどういう段階で、市民の方々にお見せしていらっしゃるのでしょうか。

○ 私たちも今、おっしゃったみたいに、いろいろなインパクトのあるビデオだと思っていますので、これをどう使っていくかということで、その対応を考えているところです。今のところは、裁判所の内部の職員が視聴して、まさに調停委員の方たちに説明をしながら、このビデオの意味を説明しながら見てもらい、その上で、今度は当事者の方にどういう活用をするかになると思います。多少考えているのは、調停の申立てのあった事件で、子どもをめぐる争っている事件について、調停委員会が使うのか、私たち家裁調査官のレベルで使うのか、この辺を検討する余地はあるだろうと思っている段階です。

◇ 拝見しまして、これは、離婚について考えるための一つの教材となると思います。そういう意味で、むしろ、裁判所に調停を申し立てる前段階で、離婚を考え始めた段階の人たちがどこかでこういうものを見られるといいのかなという気がしました。

◆ そうですか。

◇ というのは、ビデオには、離婚を本当に決断するために配慮すべきことが、子どもの状況ということたくさん出たと思うのです。それがやはり、もう離婚するんだという頭の中で決めている親たちにとって、見過ごされていることをビデオでは、警告しているというように私は拝見しました。最後のところで、夫の父親でしょうか、調停という手もあるといったこともそこで言われておりました。本当に、一番最善のかたちでの離婚をするためには、どういう可能性があるのかということ、裁判所という機能もあるんだということ、投げかけているのかなと私には感じられました。そういう意味で、既に調停というかたちで、もう来ておられる方たちに対して、このビデオをまた見せるとなると、また、ねらいは異なると思います。

このビデオを見て、離婚というものについて、重く受けとめて考えなさいよというメッセージを私は受け取りましたので、もう離婚したいという固い意思のもとで家裁に来て、では、どうするかたちで離婚の決着をつけていくかといったことを考える段階で、見せるというときでは、また違う見せ方があるのかなという気もしたのです。

それから、調停の待ち時間に見せている例がありましたけれども、ただ流しておくというのは、望ましくないと思います。

それで、全部流すと25分って長いようにも思われますので、あるご家庭、ご家庭の状況の中で調停を進める中でトピック的に、子どもの心理のこの部分だとか、それから親の葛藤

場面がどういふ影響を与えるかとか、5分ぐらいのトピックとして、その都度投げかけるみたいなかたちがいいのかなと思いました。

◆ ありがとうございます。

◇ 私もお二方の意見と同じですけども、やはり私が対象にしている子どもたちは、今のDVDのように、母親が家を出てしまったり、家裁に調停を申し込むといったことも、全くなくて、すでに離婚してしまったというケースが多いのです。この映画を見せていただいた中で、今言われたように、調停に見えた中でもいろいろ、当事者の状況にもよりますけど、冷静に考えられる状況であると、これはインパクトがあって、もう一度、我々も夫婦でお互いにちょっと時間を置いてみようかということもできると思います。そのような状況で、使うのであれば対象者によっては、非常に効果的な材料にはなり得るかなと思います。

◆ ありがとうございます。

◇ 子どもにとっての離別の問題までを深く考える余裕は、皆さん持っていらっしやらないと思うのです。ですから、そうした話題を出せる状況がまずないといけないと思います。私たちは、離別ということを経験した子どもたちがどんなに痛手を受けるかということ、離婚という事実があったら、必ずその前には、家庭内に子どもたちを巻き込んだ相当の葛藤があるだろうことを、読み取らなければいけないのです。

裁判所の姿勢として、一つは、子どものことも本当に考えていかなければならないという調停委員の姿勢も関係があると思います。そのことが少しずつ伝えられていて、話題として取り上げられていて、やっとビデオが何て言いますか……。

◆ なるほど。使う範囲は相当限定されると。

◇ 調停委員の方が当事者の方たちのことをよく考えた上で、機会をとらえて活用するのが、やはり一番よろしいのではないのでしょうか。

◆ 何か説明がありますか。

◎ はい、今いろいろと委員の方からご指摘いただいたことは、本当に大切な指摘だと受けとめております。調停委員会が本当に子どものことを一生懸命考えているんだと、そういう委員会との信頼関係を当事者が持つときに、このビデオのメッセージというものも伝わっていくと思われまふ。それなしに、ただ、いわゆる簡単に使えるツールというかたちで使いますと、当事者の方も受けとめる準備もできていない中で、場合によってはそれぞれが自分に都合のいい場面だけを取り上げて、自分の主張の材料にしていく恐れもあります。それがますます子どもを不幸に巻き込んでいくということも、やはり視野に入れた上で使用しなければいけないということを深く考えさせられました。

以上でございます。

◆ 受け取り方によっては、いろいろな評価ができることが、委員の方たちの短いお話ですけども、よくわかりました。

◇ 非常にこの試みは評価したいと思います。でも、インパクトが強いだけに逆の作用も懸念

されます。

◆ そうですね。

◇ 私などはこれを見ていて、素直に受け止め、離婚の子どもへの悪影響を良く理解できますが、実際に離婚を決意をしている人たちを見ると、多分、もう離婚を決意してきた人たちは、子どもが大事だというのは、わかっているんだが、それ以上にやはり夫婦間に複雑で深刻な問題があって、別れざるを得ないということだと、あれはドラマというか、1つの映画として見て、何か非常に冷めていて、かえって気持ちが頑なになってしまうと思います。ですから、どのタイミングで視聴されると効果がでるのか。インパクトが強いだけに効果上がる場合と、逆になる場合があると感じました。ただ、非常にいい試みで、価値のあることではあると思います。

◆ 何かご意見ありますか。

◇ 基本的につくる前に皆さんがどう考えていたかが重要だと思います。今までの、話を聞いてみると、どこで見せるのか、誰に見せるのか、まだ不十分な気がします。でき云々ではなくて、やはりどこで見せるか、どういう人たちに見せるかをやはり考えてやるべきだと思います。

◆ 作成の目的が鮮明でないと。

◇ はい。

◇ どうなんですか。NHKが離婚の問題を取り上げたときに放映されるような、そういう一般性はすごくあるのではないかなと思います。

◇ そうということならば、責めるツールとしてではないわけですよ。

◇ 多分、責められるツールになってしまうと、ちょっとしんどい面が出てくるかなと思いますね。

◇ だから、予防的に使えばいいんですよ。

◇ だから、もう既に離婚にかかっている方とか、今、話があったように決意している方とか、調停をしている方にとっては、余り意味がないような気がするのです。全く意味がなくはないけれども、そうならないためにみたいなことで、もっと広く見せたほうがいいですよ。

○ このドラマ部分についてはどのような活用があるのか、いろいろご意見をいただいたので、考えていきたいと思います。

◆ それでは、次回の委員会の期日でございますけれども、11月17日の1時半で設定させていただきます。

次回のテーマは、今回は家事事件のほうでございましたので、少年事件について討議したいと思っております。一つは被害者調査ということをこちらで考えていますけれども、もう一つぐらい何か検討したいと思っております。虐待と非行の問題なども、家庭裁判所としては、今非常に注目しているところです。

それでは、これで閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。